

江戸川区補助金等交付規則の円滑運用を求める陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第 95 号

受理年月日 平成 24 年 6 月 18 日

付託年月日 平成 24 年 6 月 21 日

陳情者
.

陳情原文 この交付規則の第二条、この規則において「補助金等」とは江戸川区が公益上必要がある場合において、江戸川区以外の者に交付する補助金、負担金、利子補給金、その他の給付金で相当の反対給付を受けないもの（区長が指定する者を除く）をいう。

江戸川区の指定管理者について、公益財団法人えどがわ環境財団の例に倣って、指定管理者の職員給与を、この補助金扱いとする政策を行い、消費税の分が安くなり、余った予算で区政に活かそうと考えます。

又、拡大して、公共性の高い学校建設・道路橋梁などにも補助金でその労務給与を適合させ、区長からの発言では、学校建築工事に多大な予算が必要と強調しています。これから、消費税も上がるとされることから、「公益上必要がある場合において」とあり、合法的にこの交付規則に適合しているかの判断を求めるものです。

江戸川区補助金等交付規則の予算（平成 24 年度）での実状を開示しこの規則による現在の支出を明細に議会に提出し、理解を求めることにより円滑運用ができると考え陳情を致します。